

令和5年4月28日

各医療機関の長 様

広島県健康福祉局長
〔新型コロナウイルス感染症対策担当〕
〒730-8511 広島市中区基町 10-52

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う
各種取組の変更について（依頼）

県の健康福祉行政の推進については、日頃から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行にあたって、次の各種取組について変更を予定していますので御承知いただくとともに、適切な対応をお願いします。

- 1 応招義務について
別紙1のとおり。
- 2 外来対応医療機関について
別紙2のとおり。
- 3 入院医療（入院調整）について
別紙3のとおり。
- 4 受入れ医療機関における病床使用状況の報告や各医療機関における G-MIS を通じた報告について
別紙4のとおり。
- 5 円滑な移行に向けたモニタリング調査について（病院のみ対象）
別紙5のとおり。
- 6 各種制度の変更について（参考情報）
別紙6のとおり。

担当 医療体制確保担当
電話 082-513-2844（ダイヤルイン）
（担当者 上田）

※項目（別紙1～6）によって問合せ先が異なりますので、詳細は各別紙を参照してください。

応招義務について

1 概要

特定の感染症へのり患等のみを理由とした診療の拒否は、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しません。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後は、患者が発熱や上気道症状を有している又は新型コロナウイルス感染症にり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」には該当しません。

発熱等の症状を有する患者の受診や新型コロナウイルス感染症にり患している患者の再診に対応するための適切な準備を行ってください。

上記を踏まえてもなお、診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診について、あらかじめ当該医療機関に連絡するといった連携をしたうえで勧奨してください。

2 参考情報

- 令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（添付省略 掲載 URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001074917.pdf>）
- 厚生労働省作成啓発資料（添付省略 掲載 URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001088182.pdf>）

3 問い合わせ先

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 医療体制確保担当 上田
電話 082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
「外来対応医療機関」の新規申請について

1 趣旨

令和5年3月17日付け（令和5年4月11日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び令和5年3月31日付けで同省保険局医療課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へと変更される令和5年5月8日以降においても、発熱患者等の検査・診療可能な医療機関について「外来対応医療機関」として都道府県において公表する方針が示され、診療報酬については、公表したうえで、受入れ患者を限定しない形に8月末までに移行することを評価する仕組みとなる。

2 県の方針

令和5年5月8日以降当県においては、「外来対応医療機関」の一覧を県HPにて公表することとする。

3 新規申請について

令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症の診療・検査を開始される医療機関について、以下アンケートフォームまたはQRコードより申請してください。

なお、既に診療・検査医療機関へ指定されている医療機関については、申請は不要です。

【外来対応医療機関の新規申請について】

次のURL又はQRコードからアンケートフォームが開きますので、
対応時間等について回答してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2220>



4 関連資料

- (1) 令和5年3月17日付け（令和5年4月20日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」
- (2) 令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

担当 広島県新型コロナウイルス感染症対策担当
感染症対策グループ
電話 082-513-3079（ダイヤリン）
（担当者 西名）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の入院調整の実施方法について

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に変更となり、患者が発生した際は、通常の医療体制での対応となるところですが、移行期間の措置として、令和5年5月31日までは入院調整が困難な事例については、引き続き行政による調整を実施することとしています。

5月8日以降の入院調整の実施方法について、次のとおり実施方法を整理しましたので、円滑な運用に御協力をお願いします。

1 基本的な調整の考え方

通常の医療体制で必要な医療を提供することとなるため、救急受入れ患者を含め、自施設で陽性が判明した患者については、原則自施設内で対応してください。

他院での入院が必要なコロナ患者については、次の調整優先順位の考え方に従って、病-病、病-診連携にて入院調整を行うことを基本とします。

(調整優先順位)

【医療機関】

- ①当該患者のかかりつけ医療機関
- ②紹介元医療機関の連携医療機関
- ③確保病床を有する医療機関

【高齢者施設等】

- ①患者発生施設の連携医療機関
- ②当該患者のかかりつけ医療機関
- ③確保病床を有する医療機関

※医療機関における受入れ可能病床数の情報や連絡先はG-MISで閲覧することが可能です。

ただし、G-MISの情報は参考とし、上記医療機関への依頼を優先してください。

※G-MISのIDは、保健所、消防、コロナ患者を診察する医療機関に付与予定です。

2 行政による入院調整の実施方法

上記1に示した考え方に基づき、通常の医療体制での調整を行ってもなお、調整が困難となった場合に、保健所・新型コロナウイルス感染症患者受け入れ調整本部（以下、「県調整本部」という。）で対応することになります。

時 期	5/8～5/31	6/1～9/30
調整の方法	○病-病、病-診連携開始 ○調整困難な場合に県は相談、調整	○病-病、病-診連携で実施 ○県は相談・助言(調整終了)
平日	8:30～18:00 保健所→県調整本部	8:30～17:15 保健所→県調整本部
夜間・土日祝日	土曜日 8:30～18:00 保健所→県調整本部 上記時間外は県調整本部において救急隊への対応のみを想定	平日 17:15～18:00 県調整本部 土曜日 8:30～18:00 県調整本部 連絡先：080-8989-2399 上記時間外は県調整本部において救急隊への対応のみを想定

※感染者の急激な増加等、上記体制での対応が困難になる場合は、変更になる場合があります。

3 患者情報等について

行政による調整依頼を行う際には、患者情報及び調整依頼時点の調整実施状況を伺いますので、別紙参考様式の項目にある事項を共有いただきますようお願いいたします。（様式は問いません。）

これまでは感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として入院調整が行われていますが、位置づけ変更後はこうした法令上の根拠がなくなり、運用上の取り扱いとして業務を行うこととなるため、県、保健所（県保健所及び保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）の保健所）で情報を共有すること及び入院することについて、医療機関により患者同意を取得してください。

同意が確認できない場合は、受け入れ可能医療機関の状況について、助言のみ行うこととします。

受入れ医療機関における病床使用状況の報告や各医療機関における G-MIS を通じた報告について

1 概要

これまで、受入れ医療機関における入院受入れ状況の把握を目的とした日々の報告や、診療・検査医療機関における診療状況等の状況報告（G-MIS により報告）をお願いしてきましたが、今後の取り扱いを次のとおりとしますので、御承知おきの上、御協力をお願いいたします。

2 報告内容等について

これまでお願いしてきた事項	これまでの対象	今後お願いする事項	今後の対象	参考
G-MIS により入院患者の状況をはじめとした医療の状況、検査実績等を報告	病院及び診療・検査医療機関（診療所）等	これまで報告いただいている医療機関については、引き続きの報告をお願いします（日次報告及び週次報告）。項目については負担軽減を目的として変更されます。 また、これまで御報告いただいていない医療機関については、今後は報告をお願いします。 なお、G-MIS アカウントを有さない場合には取得※の上、報告をお願いします。	病院及び診療所	別紙資料 4－1
県医療調整本部に対して入院患者リストを報告	受入れ医療機関（病院）	令和5年5月7日時点報告をもって取組を終了します。	—	—
（今回新規）	—	G-MIS により、各病院におけるコロナ患者受入れ可能数等の閲覧が可能となりますので、入院依頼等を行う際の参考としてください。 本情報については、行政や消防機関も閲覧します。 なお、閲覧には G-MIS アカウントが必要です。	病院及び診療所	別紙資料 4－2

※G-MIS アカウントの登録申請については、令和5年4月20日付けで医療介護基盤課からの依頼（医療機能情報の全国統一システム運用に関連したもの）において御案内しています（別紙資料4－3）。アカウントを取得していない医療機関においては当該依頼を参考にアカウント取得をお願いします。

3 問い合わせ先

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 医療体制確保担当 上田
電話 082-513-2844

円滑な移行に向けたモニタリング調査について

1 概要

5 類感染症への移行に伴い、患者入院の方法が病診・病病連携に移行することになりますが、この状況を確認するためにモニタリング調査を実施します。病院においては、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関への該当の有無に関わらず、この調査への御協力をお願いいたします。

2 方法

次のアンケートフォームから回答してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2816>



3 対象

すべての病院

4 主な調査項目

項目	内容
報告医療機関名	報告医療機関名について選択式で回答（市区町ごとに医療機関名を整理しています。該当する医療機関名を選択してください。）
患者の入院ルート内訳	○木曜日午前0時（水曜日 24 時）時点の次の情報 ・新型コロナウイルス感染症患者入院数 ※確保病床かどうかは問わない ○木曜日午前0時（水曜日 24 時）時点に入院している患者の入院ルートに関する内訳 ・かかりつけの患者数 ・連携のある診療所から紹介があった患者数 ・連携のある高齢者施設からの入院依頼による患者数 ・病病連携による転院患者数 ・行政からの入院調整による患者数 ・救急搬送により入院した患者数 ・その他の患者数

5 調査時点

毎週木曜日午前0時（水曜日 24 時）の状況を、木曜日 13 時までに回答

6 調査開始日

令和 5 年 5 月 8 日以降（初回の調査は、5 月 10 日 24 時の状況を 5 月 11 日 13 時までに回答）

※ 9 月末まで継続する予定です。

7 問い合わせ先

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 医療体制確保担当 上田

電話 082-513-2844

各種制度の変更について

1 概要

5 類感染症への移行に伴う種々の情報発信を行っております。各種制度等の変更に関する参考としてください。

2 内容

項目	内容
新型コロナウイルス感染症まとめサイト (広島県ホームページ)	新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時発信しています。今後適宜更新します。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/#governor-message 
徹底解剖！ひろしまラボ ～新型コロナ「5 類」移行で、何がどう変わる？～ (広島県作成ページ)	県民向けに 5 類感染症への移行について解説を行っています。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/lab/topics/20230407/01/ 

3 問い合わせ先

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 医療体制確保担当 上田
電話 082-513-2844